

日本セラミックス協会

研究会規約

2023年5月16日改訂 理事会承認

(総則)

第 1条 研究会の設置、運営などについては、本規約の定めるところによる。

(研究会の種類)

第 2条 研究会はその目的、活動内容により研究会S、研究会A、研究会Bの3種類とする。

(研究会の目的)

第 3条 研究会の目的は表1「設立目的」に示す通りとする。

(研究会の設置)

第 4条 研究会の設置申請は、所定の申請書にて科学・技術委員会委員長あてに提出する。代表者および世話人の会員資格については表1に示す通りとする。

(募集および採択)

第 5条 研究会の募集は科学・技術委員会が所管して行う。採択は研究会の種類に応じて以下1)、2) の手順を経て決定される。

1) (研究会AおよびB) 科学・技術委員長は、設置申請を科学・技術委員会に諮りその採否を決定する。

2) (研究会S) 科学・技術委員長は、設置申請を科学・技術委員会に諮り、承認後に運営会議議長に報告する。運営会議議長はこれを理事会に諮りその採否を決定する。

(活動期間)

第 6条 研究会の活動期間は原則として4月から翌年3月までを1年とし、設置期間は表1に示す通りとする。

(所管委員会)

第 7条 研究会の活動中の所管委員会は表1に示す通りとする。

(助成金)

第 8条 所管委員会の審議を経て、研究会に対し財政援助として助成金を支払うことができる。助成金支払いは原則として年に1回とし、その金額は協会の財務状況を勘案し、翌年度予算策定時に所管委員会で審議し決定する。

協会からの財政援助(補助金)は原則として、下記に使用するものとする。

- ・研究会での講師や招待講演者への講演謝礼、交通費
- ・研究会資料印刷等の作成費用
- ・研究会会場費、アルバイト代
- ・研究会運営に関わる通信費・雑費
- ・研究会が運営する秋季シンポジウム特定セッションに関する活動費
(ただし、使用可能範囲は行事企画委員会の作成するガイドラインに準ずる)
- ・その他、所管委員会が認めたもの

(特典)

第 9条 協会は助成金のほか、研究会の活動への支援として表1「特典」に示す項目の権利を提供する。

(研究会の成果発表・活動報告等)

第 10条 研究会は、その成果発表および活動報告として表1「責務」に記載の報告・活動を行うものとする。

第11条 研究会が活動を終了する場合は、終了報告書を提出するものとする。

(規約の改廃)

第12条 本規約の改正は、科学・技術委員会の議決の後、運営会議の議を経て、理事会の承認により行う。

第13条 本規約は、理事会の承認のあった日から施行する。

表1 研究会の区分

項目	研究会 S	研究会 A	研究会 B
所管委員会	科学・技術委員会		
会員資格	代表-会員 世話人-会員	代表-会員 世話人-非会員可	代表-会員 世話人-非会員可
設置期間	8年（継続可能） 科学・技術委員会で定期的に活動状況を確認する	5年。最初の5年の後は継続申請があれば3年ずつの継続が可能	3年（更新可能）
設置の認可	科学・技術委員会 理事会	科学・技術委員会	科学・技術委員会
責務	年度ごとに事業計画・予算、事業報告・決算年会セッションの編成（研究会 S 採択時は、秋季シンポ特定セッションの申請、年会への新規セッション追加を前提とする）	年度ごとに活動報告 JCS-JAPAN もしくはセラ誌へ特集号の企画の申請（5年間終了までに最低1回、継続時は3年間終了までに最低1回）	年度ごとに活動報告
特典	協会Web サイト内にHP 設置 メルマガ発信	協会Web サイト内に HP 設置 メルマガ発信	協会Web サイト内にHP 設置 メルマガ発信
設立目的	新部会設置のための本会における該当研究分野の活性化や組織化を目的とする。（新部会設置により本会を発展させることを目的とする。）	セラミックスおよび関連した材料・機能・プロセスを対象とし、セラミックス関連の各分野あるいは、他学協会と連携する形で、横断型の研究分野や研究・技術的な課題に興味をもった研究者・技術者が、その中での共通的な話題、問題点を議論する場を創設することを目的とする。	セラミックスにおける境界領域的、萌芽的、学際的、業際的及び生産技術的研究の発展を援助するため、研究交流・情報交換を活発化し、有志研究者の組織化の奨励を目的とする。

<改訂履歴>

2021年11月25日 研究会および分野横断型研究体の統合・制度見直しにともない理事会承認

2023年5月16日 協会組織変更および研究会Aの継続に関して追記・修正 理事会承認